

## 沼田市再生可能エネルギー発電設備の設置に関する指導要綱について（再生可能エネルギー発電設備の設置を計画している事業者の方へ）

本市では、平成30年1月1日より「沼田市再生可能エネルギー発電設備の設置に関する指導要綱」を施行いたします。

本要綱は、東日本大震災以降、私たちの生活に不可欠な電気をつくる方法が、従来の発電方法のほかに、太陽光や風力、バイオマス発電などの様々な再生可能エネルギー発電方法により発電されることとなりましたが、これらの発電設備が設置されることにより、新たな電源となる一方、自然環境や魅力ある景観、良好な生活環境との調和が必要なケースが想定されるようになったことにより定めるものです。

本要綱では、再生可能エネルギー発電設備の設置について、事業者の責務、計画段階における近隣関係者等への説明、市への事前協議などの必要な事項を定めることにより、協議において生じた事項についての調整や周辺対策を講じ、自然、景観、生活環境と調和を図るとともに近隣関係者等と良好な関係を保った上で事業が行われることを目的とします。

### 1. 適用を受ける再生可能エネルギー発電設備

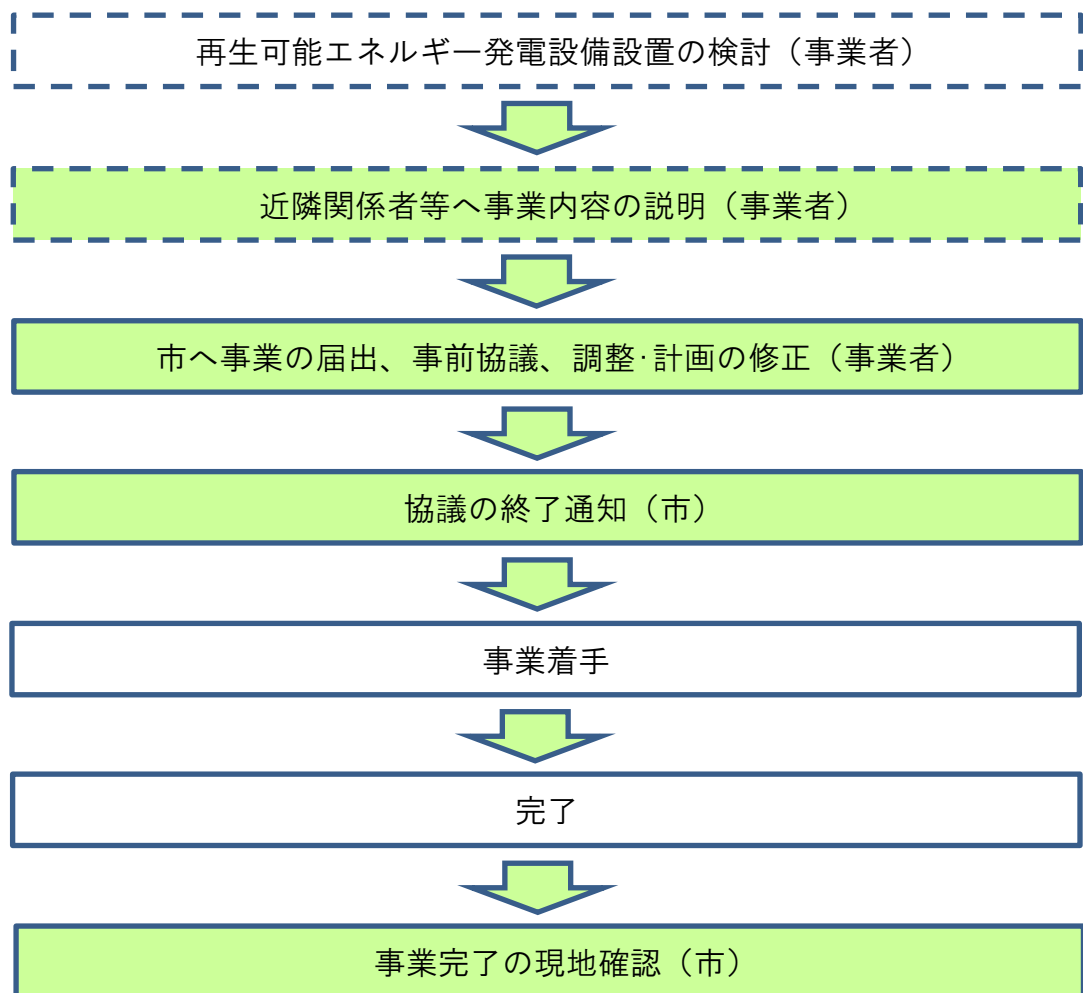
この要綱は、事業区域の面積が1,000平方メートル以上、3,000平方メートル未満の土地における再生可能エネルギー発電設備の設置を行う事業を対象としています。

ただし、建築物の屋根や屋上で行う事業、事業区域において主に自家用に供するために行う事業、公共団体が行う公益事業は除きます。

### 2. 届出及び事前協議

- 受付窓口 都市建設部 都市計画課 計画係
- お問合せ 〒378-0042 群馬県沼田市下之町 888 番地  
電話：0278-23-2111（代表） ファックス：0278-24-5179
- 届出書類 事業届出書に図面等の図書を添付して行います。  
届出書は市ホームページからダウンロードできます。

### 3. 手続きの流れ



### 4. 事業者の責務

事業者は、設置事業の施行に当たり、近隣関係者等との良好な関係を保つとともに関係法令及びこの要綱を遵守しなければなりません。

また、発電設備設置の計画については、自然環境を害するおそれがないこと、景観を阻害するおそれがないこと、土砂崩れ、溢水等を発生させるおそれがないこと、排水施設、擁壁等の施設が基準に適合していること、近隣関係者等の生活環境を保全すべき措置が講じられていることのいずれにも該当するものとしなければなりません。

事業の施行に伴い事故や紛争が生じたときは、事業者の責任において誠意をもって解決し、再発防止の措置を講じなければなりません。